

# 東彼杵町第8期障害福祉計画等策定業務仕様書

## 1 業務名

東彼杵町第8期障害福祉計画等策定業務

## 2 業務の目的

本業務は、川棚町、東彼杵町及び波佐見町が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づき、令和9年度から令和14年度までの6年間の計画期間とする「障害者計画」並びにこの前期にあたる令和9年度から令和11年度までの「第8期障害福祉計画」及び「第4期障害児福祉計画」を各々策定するにあたり、計画案等の作成を支援するとともに、その基礎資料とするためのニーズ調査を実施するものである。また、受託者は計画策定に必要な資料の収集・作成、業務量の推計、目標量の設定、策定委員会等への参画及び運営支援を行い、適正で実効性のある新計画の策定に資することを目的とする。

## 3 東彼3町共同で行うことの趣意

今回、東彼杵町、川棚町及び波佐見町の近隣3町共同で計画策定を行う。共同作業（受託者との共同打ち合わせ等）を進めることにより事務の効率化・軽減化を図り、また、経費の面からも委託業務の費用軽減に繋がるものと見込むものである。

## 4 業務の期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

## 5 業務内容

### (1) アンケート調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、町民の障害者支援に関する実態や要望について、調査票を設計し、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

#### ア アンケート調査票の作成・印刷

受託者は、町における障害福祉施策の現状を十分に理解し、関連計画及び関連法規を考慮したうえで計画作成に必要な項目を含めた調査票の提案を行うものとし、調査対象者数分の印刷を行うものとする。

なお、回収率の向上のため調査票は、対象者の判別のしやすさから黒色とカラーの2色以上を使用した見やすい印刷を行うものとする。

#### イ アンケート調査票の配布・回収方法

配布・回収は郵送により行うものとする。

町は配布対象者の宛名シールを受託者に提供し、受託者は調査票、配布・回収用封筒を作成し、配布用封筒に封入・封緘・宛名シール貼付のうえ対象者へ発送する。回収用封筒の宛名は契約締結後に町と協議する。

宛名シールの作成は町が負担し、調査票の発送及び改修並びに調査票、配布用封筒（角2）及び回収用封筒（角2）の作成に係る経費は受託者の負担とする。

調査対象は以下の者に行うものとする。

対象区分	調査方法	対象者数	備考
身体障害者（児）	郵送	約700件	・調査票（A4、カラー） ・配布用封筒（角2） ・回収用封筒（角2）
知的障害者（児）	郵送		
精神障害者	郵送		

#### ウ アンケート調査結果の入力

受託者は紛失等の事故に留意し調査票を直接受け取り、正確に入力するものとする。回収率は50%ほどを想定している。回収率の増減による契約変更は行わないものとする。

なお、個人情報等の取扱いには充分留意するものとする。

#### エ 集計・分析・取りまとめ

設問ごとの単純集計を行うほか、性別、年齢別、地域別、障害別など有意とみられる分類ごとにクロス集計を行うなど、その傾向について分析を行い、町の課題を抽出する。記載の文書やレイアウト、内容については町と協議を行うものとし、報告書の作成にあたっては、表、グラフ等を活用した解りやすいものとする。

### (2) 計画準備

#### ア 上位計画及び関連計画の整理

計画策定にあたり、受託者は、町における障害福祉施策の現状を十分に理解するため、既存上位計画及び関連計画の整理を行い、把握したうえで業務に着手する。

#### イ 各種資料や情報の収集・整理・分析

地域の課題・問題点を抽出することを目的とし各種既存資料を収集整理する。なお、必要な資料は町から受託者へ提供するものとし、調査内容は以下のとおりとする。

- ① 各種統計データ収集整理・分析
- ② 住民サービス利用実績分析
- ③ 関連施策・事業状況整理

#### ウ 関係団体ヒアリング調査

保健、医療、福祉等における各種関係団体及び関係各課に対し、ヒアリングシートを作成し、取組状況や現在の課題、今後の事業展開等についてFAX等を用いて行う。

なお、調査対象については、下記対象が想定されるが、その他の対象については町・受託者協議の上、決定するものとする。

- ① 関係団体へのヒアリング
- ② 関係各課へのヒアリング

### (3) サービス利用実績の分析

基礎資料及びデータ、国の公表資料、県からの情報提供等により以下の項目を主に計画策定にかかる基礎データの整理・サービス利用実績分析を行う。

- ①障害者（児）の現況動向の把握（障害種別人数の動向）
- ②障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の利用実績（障害種別・サービス別）
- ③地域移行、就労移行の状況把握
- ④国における制度等の見直しの内容
- ⑤その他町が指定する内容

### (4) サービス種類ごとの見込み量等の設定

国の基本指針の考え方等を基本としながら、①指定障害福祉サービス、②指定相談支援、③地域生活支援事業等について、町と協議しながら第8期計画期間におけるサービス種類ごとの見込み量の設定、必要項目の搭載を行う。

### (5) 計画策定支援

本業務は、国の指針及び施策の動向に基づき、今後の町における障害者福祉施策を適正かつ効果的に行うため、地域の現状や特性に応じた各種施策の検討を行い、町が策定する計画の基本となる骨格案を作成する。

また、計画策定に係る法令等の情報提供を行うものとし、町が行う事務等に必要な助言・支援を行うものとする。

なお、記載の文書及びレイアウトの内容については、町と協議を行うものとし、計画書の作成にあたっては、男女平等や人権等に配慮し、イラストや表、グラフ等を活用した解りやすいものとする。

### (6) 策定委員会等運営支援

受託者は、計画策定に係る策定委員会等が円滑に遂行できるよう、支援を行うものとする。なお、策定委員会等での説明等の必要性がある場合、町の指示のもと実施するものとする。

※策定委員会は町ごとに設置します。

- ①策定委員会等資料作成
- ②策定委員会等への出席（各町3回程度）
- ③要約議事録作成

## (7) 打合せ等

本業務遂行に当たり町と協議を重ね、意向を十分に加味した調査・計画を行う必要があるため、受託者は、臨機応変に対応する体制を整え業務を遂行するものとする。なお、直接訪問による打合せは月1回程度を目途とするが、受託者は、訪問に限らず電話、FAX、メール等多種多様な手段を用い即時に対応し、業務を遂行するものとする。

## 6 データの取扱い

### (1) データの秘密保持

秘密情報は、管理者の注意を以って保持するものとし、秘密情報を必要とする従業員以外の者に対して一切漏らしてはならない。また、委託業務以外で、使用若しくは複製してはならない。

### (2) データの提供について

委託業務のための必要なデータについて、受託者が町に提供を求める場合は、データ提供依頼書を提出するものとする。

### (3) データの第三者への提供の禁止

データの第三者への提供については、町の書面による事前承諾がある場合に限り、提供できるものとする。

### (4) データの全部又は一部の複製の禁止

業務委託の処理のために作成した磁気媒体等については、適正に管理するものとし、町の許可無く複製してはならない。

## 7 提出書類

受託者は、契約締結と同時に工程表等必要書類を提出し、承認を受けなければならない。

## 8 工程管理及び進捗状況報告書

受託者は、工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。また、委託業務の進捗状況について町に定期的に報告し、町から報告を求められた場合についても速やかに報告しなければならない。

## 9 個人情報の保護

受託者は、町個人情報保護条例に基づき、業務に関する情報は、管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

## 10 成果品の納品

### (1) 成果品の提出

アンケート調査結果報告書、計画書（印刷物 2部、電子データCD-ROM 1枚）

(2) 納品場所

東彼杵町役場 町民課 社会福祉係

(3) 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、全て町のものとし、町が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならない。

## 1.1 検査

受託者は、本業務の完了に際して業務完了届を添付したうえで成果品を提出し、検査を受けなければならない。

## 1.2 委託料の支払方法

計画書等の検査完了後に、受託者の支払請求書に基づき、請求のあった日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

## 1.3 その他

(1) 業務管理

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する者を配置し、業務の全般にわたり、管理を行うものとする。

(2) 打合せ及び議事録

受託者は、業務の着手に先立ち町と十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。また、打合せ完了後は議事録をその都度提出するものとする。

(3) 疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受託者は町と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努める。

(4) 再委託の禁止又は制限

再委託については、町の書面による事前承諾がある場合に限り、再委託できるものとする。

(5) 事故発生時における報告事務

事故が発生した場合は、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講じるとともに、その旨を町に報告しなければならない。

(6) 成果品の誤り

成果品に誤りや不備が発見された場合は、業務委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

(7) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合には、その都度協議し決定する。